

「指定訪問介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(つくば市指定 第0872000518号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を次の通り説明します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

☆☆ 目 次 ☆☆

1. 事業者.	1
2. 事業所の概要.	1
3. 事業実施地域及び営業時間.	1
4. 職員の体制.	1
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.	2
6. サービスの利用に関する留意事項.	6
7. 虐待防止のための措置について.	7
8. 苦情の受付について.	7

1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社 アイシーネット
- (2) 電話番号 029-896-5300
- (3) 代表者名 代表取締役 永田 靖夫
- (4) 設立年月 平成6年1月6日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所
- (2) 事業の目的 福祉サービス
- (3) 事業所の名称 アイシーネット介護センター
平成13年8月1日指定茨城県 第0872000518号
- (4) 事業所の所在地 茨城県つくば市柴崎1055
- (5) 電話番号 029-896-5300
- (6) 管理者名 大久保 和美
- (7) 当事業所の運営方針

事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- (8) 開設年月 平成13年8月1日
- (9) 事業所が行っている他の業務
当事業所では、次の業務もあわせて実施しています。
(指定居宅介護支援事業) 平成13年 6月21日
(介護福祉用具のレンタル) 平成13年10月 2日

3. 事業実施地域及び時間

- (1) 通常の事業の実施地域 (つくば市 土浦市)
- (2) 営業日及び営業時間
営業日 月曜日～金曜日 (祝祭日営業)
受付時間 月曜日～金曜日 (9時～18時)
サービス提供 月曜日～日曜日 (7時～22時)
ただし年末年始12月30日～1月3日を除く

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
管理者	1		1.0	1.0	管理職
サービス提供責任者	2		2.0	2.0	訪問介護責任者
介護福祉士	3	1	3.5	2.5	訪問介護員
ホームヘルパー1級					訪問介護員
ホームヘルパー2級	0	2	1.5		訪問介護員

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務（例：週40時間）で除した数です。

1名（8時間×5名÷40時間=1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。
当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（各契約者の負担割合に応じて9割及び8割及び7割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要と利用料金>

○身体介護

入浴・排泄・食事等の介護を行います。

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。

※ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

①身体介護

○入浴介助

．．． 入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○排泄介助

．．． 排泄の介助、おむつ交換を行います。

○食事介助

．．． 食事の介助を行います。

○体位変換

．．． 体位の変換を行います。

○通院介助

．．． 公共交通機関を使つての通院の介助を行います。

②生活援助

○調理

．．． ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○洗濯

．．． ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○掃除

．．． ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○買い物

．．． ご契約者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。買い物の際の交通費は距離数に応じて燃料代実費分の料金が発生します。
（預金・貯金の引出しや預け入れは行いません。）

<サービス利用単位数 特定事業所加算Ⅱ> (契約書第8条参照)

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）でのご利用単位数は次の通りです。

身体介護	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 (30分増す毎に)
	1. 利用単位	179	268	426	624 (+82)
生活援助	サービスに要する時間		20分以上 45分未満	45分以上 60分未満	
	2. 利用単位		197	242	
援助を 行った 場合	サービスに要する時間	20分未満	30分+20分	30分+45分	30分+70分
	3. 利用単位	評価なし	340	411	483
特定事業所加算Ⅱ	1. 訪問介護において質の高い介護サービスの提供に向けた取組を実施している事業所を評価する加算。 当事業所は特定事業所加算Ⅱ（所定単位数の10%を加算）を算定している。 <特定事業所加算Ⅱ サービス利用単位数>				
加算初回	1. サービス提供責任者が初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合又は他の介護員と同行訪問をした場合（200単位/月）				
緊急時訪問介護加算	1. 利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めるときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を緊急に行った場合（100単位/回）				
介護職員処遇改善加算Ⅰ	1. 所定単位数に24.5%を乗じた単位数				
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1. 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）すること。 2. 当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で助言を行うこと。 ※初回の訪問介護を行った月以降3月の間に限り算定。（100単位/月）				
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1. 現行の訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合 ※初回の訪問介護を行った月以降3月の間に限り算定。（200単位/月）				

<介護予防・日常生活支援総合事業利用単位数> (契約書第8条参照)

		1月につき	利用要件
サービス型Ⅰ 独自	1. 利用単位	1,176	要支援1,2 週1回程度の介護予防 訪問介護が必要とされた者。
サービス型Ⅱ 独自	2. 利用単位	2,349	要支援1,2 週2回程度の介護予防 訪問介護が必要とされた者。
サービス型Ⅲ 独自	3. 利用単位	3,727	要支援2 週2回を超える程度の 介護予防訪問介護が必要と された者。

加算 初回	1. サービス提供責任者が初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合 又は他の介護員と同行訪問をした場合 (200単位/月)
介護 改善 職員 加算 処	1. 所定単位数に24.5%を乗じた単位数
生活 機能 向上 連携 加算 (Ⅰ)	1. 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業 所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病 床数200床未満のものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師 からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築 し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問 介護計画を作成(変更)すること。 2. 当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーシ ョン等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状 態を把握した上で助言を行うこと。 ※初回の訪問介護を行った月以降3月の間に限り算定。(100単位/月)
生活 機能 向上 連携 加算 (Ⅱ)	1. 現行の訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業 療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーシ ョンを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る。) の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合 ※初回の訪問介護を行った月以降3月の間に限り算定。(200単位/月)

☆「サービスに要する時間」はそのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

☆平常の時間帯(午前8時から午後6時)以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間(午後6時から午後10時まで) : 25%
- ・早朝(午前6時から午前8時まで) : 25%
- ・深夜(午後10時から午前6時まで) : 50%

☆訪問介護養成研修3級課程(ホームヘルパー3級)修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金の5%が割り引かれます。

☆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

*2人の訪問介護員でサービスを行う場合(例)

- ・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
- ・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆地域区分「5級地」のため1単位当たり「10,70円」となります。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更した額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第8条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

ご利用料金は、1ヶ月の総利用単位数に介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の24.5%を乗じ、小数点以下四捨五入します。それに地域区分の1単位の単価（10,700円）を乗じ、1円未満を切り捨てたものの負担割合証に応じた割合になります。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

サービスに要する時間	1時間未満	1時間以上 (30分毎に)
介護保険外サービス	3,800円	1,900円

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から午前8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

☆単独で介護保険外のサービスを利用される場合は、1時間からの設定となっております。

☆介護保険サービスの延長として介護保険外のサービスを利用される場合は、延長時間は30分ごと（1,900円）の設定になります。

（3）交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

（4）利用料金のお支払方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月毎に計算し、ご請求しますので、翌月10日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した額とします。）

ア・下記指定口座への振り込み

常陽銀行 研究学園都市支店 普通預金 1137670

イ．口座振替 毎月20日に口座引き落としによりお支払いいただきます。

（ゆうちょ銀行は毎月27日引き落としになります）

ウ．現金支払い サービスご利用時に担当の訪問介護員等にお支払いください。

（5）利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前日までに、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに、申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日17時までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日17時までに申し出がなかった場合	1,000円

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスの提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出る事ができます。但し、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替する事があります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

① 定められた業務以外の禁止

契約者は、「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

④ ご契約者不在時のサービス

ご契約者の不在時のサービス提供はできません。

(4) サービス内容の変更（契約書第10条参照）

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第14条参照）

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

① 医療行為

② ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受

③ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供

④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

7. 虐待の防止のための措置に関する事項

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
 - ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを居宅介護支援事業所及び市町村に通報するものとする。

8. 苦情の処理について（契約書第23条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けています。
苦情受付窓口（担当者） 管理者 大久保 和美

曜日	月曜日～金曜日	土曜日	日曜日祝祭日
受付時間	9時～18時	9時～13時	休業日

(2) 行政機関その他苦情受付機関

つくば市 保健福祉部高齢福祉課	所在地 つくば市研究学園1丁目1番地1 電話番号 029-883-1111 受付時間 8:30～17:15
土浦市 高齢福祉課	所在地 土浦市大和町9番1号 電話番号 029-826-1111 受付時間 8:30～17:15
茨城県 国民健康保険団体連合会	所在地 水戸市笠原町978番26 電話番号 029-301-1565 FAX 029-301-1580 受付時間 8:30～17:15

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定訪問介護事業所 アイシーネット介護センター
説明者職名 サービス提供責任者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

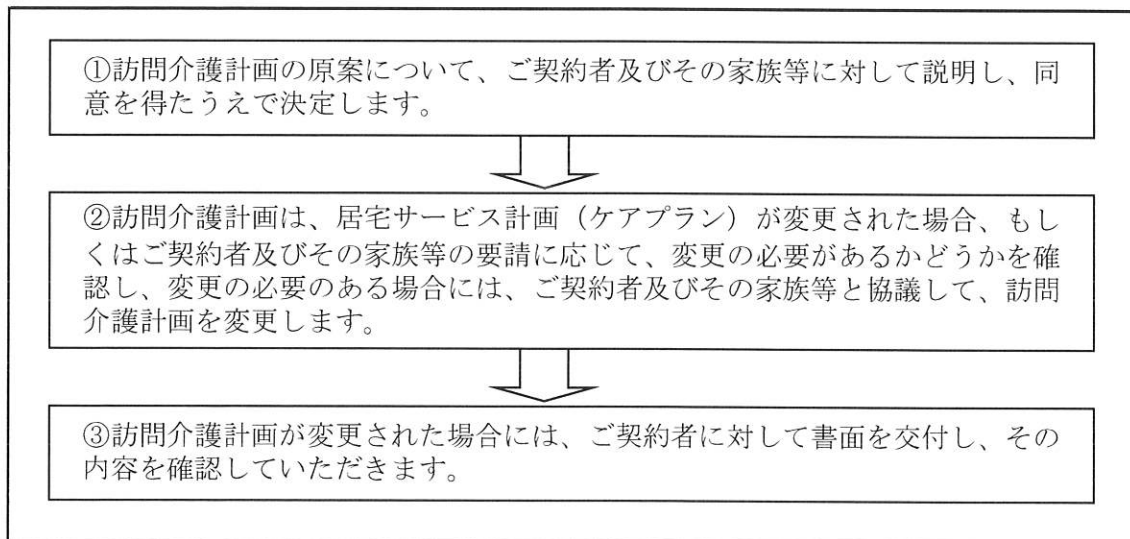
利用者住所 氏名 印
利用者家族 氏名 印

この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。
(契約書第3条参照)



2. サービス提供における事業者の義務（契約書第12条、第13条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
 - ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、ご契約者又はその家族等から聴取、確認します。
 - ③サービスの提供にあたって、緊急時の連絡先として主治医を確認する等、医師・医療機関への連絡体制の確保に努めます。
 - ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
 - ⑤サービス実施時に、ご契約者に病状の急変等が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。
 - ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
(守秘義務)
- ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

3. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害の状況について確認し、補償内容については加入保険会社を交えた相互協議の上その内容を決定致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

保険会社 東京海上日動火災保険株式会社
介護事業者賠償責任補償

4. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日迄ですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第18条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用などを傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第18条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。